

## 令和元年度第3回 江別市子ども・子育て会議要旨

日 時：令和2年1月23日（木）10時～

場 所：保健センター 3階会議室

出席者：江別市子ども・子育て会議委員10名

藤野友紀委員、石塚誠之委員、樋口竜一委員、村上知恵委員、木村吉憲委員、  
守屋環委員、久保祐紀委員、松本直也委員、寺田さゆり委員、小林直美委員

江別市（事務局）7名

佐藤健康福祉部長、岩淵子育て支援室長、四條子育て支援課長、中村子ども育成  
課長、今野子育て支援課主査、野本子ども育成課主査、澤田子育て支援課非常勤  
職員

株式会社サーベイリサーチセンター2名

傍聴者：1名

### 1 開会

○四條子育て支援課長

開会あいさつ。委員14名中10名の参加報告。

### 2 議事

○藤野会長

それでは、これより議事に入りますが、当会議の開催に際し、傍聴を希望する方がいま  
すので、傍聴を許可したいと思います。事務局は傍聴者を会場に案内してください。

（傍聴人を会場内へ誘導）

○藤野会長

それでは、次第2議事の協議事項①『第2期江別市子ども・子育て支援事業計画（素案）  
について』事務局から説明をお願いします。

○四條子育て支援課長

それでは、子ども・子育て支援事業計画（素案）について説明します。

今回の会議で第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の案を決定し、後日パブリック  
コメントによる市民意見募集を行いたいと考えています。パブリックコメントについては

議事の2番目で協議いただきますので、後ほど説明します。

まず、今回の会議ですが、11月に前回の会議を開催したところから、本日お手元に配布した資料「えべつ・安心子育てプラン」の18ページ「計画策定に向けた課題」から、「第3章子ども・子育てビジョン」「第4章総合的な施策の展開」「第6章計画の推進体制」について内容を追加しました。主にこれらの点について協議いただくほか、先日郵送にて事前配布した資料の中で、一部表現の修正等を行った箇所の説明に加えて、「第5章量の見込みと提供体制」については、11月の会議以降、保育園の入園申請や10月から始まった幼児教育・保育の無償化の影響等を計り、一部数値の変更を行ったので、その点についても説明します。

それでは、前回会議資料からの変更点を説明します。

「第2章子どもたちを取り巻く現況」「(4)女性の有配偶率」ですが、前回資料では「社会的に結婚が出産の大きな前提条件となっている」という記載があり、前計画のフレーズをそのまま用いていましたが、その後見直しを行い、この表現は社会情勢の中で変化があり適切ではないと判断し、削除しました。女性の有配偶率を載せているのは、晩婚化が進むことは晩産化が進むことになり、結果として少子化を招く要因となっているということ进行分析することに留めた表現となっています。その他、第1章から第2章の2までについては、表現を改めた部分はありますが、内容的に変更はありませんので、そちらの説明については割愛させていただきます。

続いては、担当主査より説明します。

#### ○今野子育て支援課主査

前回会議で、第2章「2江別市の子育て環境の現況」「(1)教育・保育の状況」の「①幼稚園の状況」では、私学助成園のみを表に載せていましたが、幼保連携型認定こども園も含めた表に作り直しました。

続いて、第2章「3計画策定に向けた課題」から説明します。前計画と比較して、変更・追加した点から説明します。

「課題1ニーズの変化に対応した教育・保育の提供」についてですが、ニーズ調査から保育のニーズが増加していることが分かっており、さらに令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響もあることから、保育ニーズは今後も高まることが見込まれるという旨の文言を追加しました。また、「課題の解決に向けて」の欄では、保育の利用定員の拡大に不可欠である保育士等の人材確保に努める旨の文言を追加しています。

「課題2多様な保育サービスの充実」では、前回と今回のニーズ調査では同じような傾向が見られたので、内容や文言の大きな変更は行っていません。

「課題3地域における切れ目のない相談・支援の強化」では、「課題の解決に向けて」の欄で、今年度から新たに始めている産前・産後から子育て期まで切れ目のない支援を一体的に行う、子育て世代包括支援センター「子育て世代サポートえべつ」を中心とした体制づくりの部分を追加で記載しました。

「課題4ワーク・ライフ・バランス実現のための支援」では、ニーズ調査から前回の調査より就労している母親が増えていることが見られたので、その旨の文言を追加しました。その他の内容は変更していません。

「課題5 子どもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり」においては、ニーズ調査等から放課後児童クラブの利用意向は高まっていることが分かること、10月から始まった幼児教育・保育の無償化の影響等も考えられることから、「課題の解決に向けて」の欄で、幼児教育・保育の無償化による子育て世帯の就労増加に伴う放課後児童クラブの利用意向を見極めながらという文言を追加しました。

「課題6 配慮が必要な子どもや家庭への支援」では、前計画と同じく障がい児が増加傾向にある状況ですので、文言に変更は行っていません。

「課題7 子どもが地域で安心して暮らせる環境の整備」ですが、こちらは前計画と同様の文言を記載しております。

「課題8 経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援」については、今回の計画策定において子どもの貧困対策計画も含める計画としたことから、全国の子どもの貧困率は平成27年度で13.9%と深刻な状況にあること、特にひとり親家庭の子どもの貧困率が高いことを記載したうえで、「課題の解決に向けて」の欄では、乳幼児医療に係る助成制度の拡充、学校やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関との連携体制の拡充を図り、必要な支援につなげる旨の文言を追加しました。

第2章については以上です。

○四條子育て支援課長

会長、ここまでの第1章と第2章について質疑をとっていただけますか。

○藤野会長

はい、ご説明ありがとうございました。

ただいまの第1章と第2章の説明について質疑をお願いします。

○四條子育て支援課長

前回会議で、木村副会長から第2章「2 江別市の子育て環境の現況」「(1) 教育・保育の状況」で「①幼稚園の状況」の表示について指摘いただき、今回の資料より変更しましたがいかがですか。

○木村副会長

実数が出ていますので、いい変更だと思います。

○藤野会長

他に質疑いかがでしょうか。

なければ次に進みたいと思います。

○四條子育て支援課長

第3章と第4章が本計画の本体となります。

まず、「第3章子ども・子育てビジョン」についてですが、こちらは基本的に前計画を引き継ぐものとして策定しています。

「1 基本理念みんなで協力、子育て応援のまち・えべつ」は、前計画である第1期計画から引き継ぐものとしします。合わせて、3つの基本目標「子どもが笑顔で育つまちづくり」「子育てを地域で応援するまちづくり」「安心して子どもを産み育てるまちづくり」は、それぞれ前計画を踏襲し、引き続き取り組むべき基本目標として掲げています。

「3 施策の体系」は、基本的には前計画を引き継ぐものとして整理していますが、「2-

5子どもの貧困対策の推進」を新たに基本施策の中で加えています。加えた理由については、これまでの会議でも説明していますが、第1章の「1計画策定の趣旨」の3段落目にある平成25年6月に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、市町村の「子どもの貧困対策計画」策定が努力義務となったことを受けて項目を追加したものです。さらに「2計画の性格と位置づけ」では、当該計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」として位置付けるものとしています。

第3章と第4章の内容については、担当主査より説明します。

○今野子育て支援課主査

では、第3章から説明します。

先程説明したとおり、基本理念については前計画を踏襲し、「みんなで協力、子育て応援のまち・えべつ」としたうえで今回の計画を策定したいと考えています。基本目標も前回のものを踏襲したうえで計画を進めていこうと考えています。内容については、表現等を見直した部分がありますが、基本的には同じとなっています。

次に、施策の体系についても先程説明があったとおり、2-5が追加した部分となっています。「子どもの貧困対策の推進」が追加されたことにより、施策の展開も「(1)教育支援の充実」「(2)生活支援の充実」「(3)経済的支援の充実」「(4)関係機関との連携支援」を追加しました。

続いて、第4章「総合的な施策の展開」について説明します。

『基本目標1「子どもが笑顔で育つ」まちづくり【子ども自身の育ちを応援】』の「基本施策1-1子どもの教育・保育の充実」「(1)幼児期の教育・保育の充実」では、保育ニーズが高まっていることを受けて、待機児童が発生しないような受け皿の確保に努めていく旨を記載しています。

「(2)学校教育の充実」は、江別市内の小中学校では、特色ある学校づくりの実現や学習サポート教員を派遣している部分を追加しました。

「基本施策1-2子どもの居場所づくり」「(1)社会資源の活用」は、今までもこれからも同じ内容を継続して行っていく予定ですので、前計画を踏襲したものとしています。

「(2)子どもの活動の場となる環境の整備」は、江別市では、放課後児童クラブの利用希望が平成25年度と比べて増加していることから、必要な受入体制の整備をするとともに、待機児童対策として学校から直接児童センター等に来館できるようにすること等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保に努める旨を今計画に追加しています。

「基本施策1-3子どもの育ちの保障」「(1)子どもの権利条約の普及」と「(2)子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進」は、前計画と同じ内容を記載しています。

「基本施策1-4時代を担う親の育成」「(1)青少年の健全育成」については、北海道の新卒3年以内の若年離職率は全国平均と比べ高い傾向が見られること、江別市では各中学校において職場体験等の活動をしやすくする旨を記載しています。

「(2)相談体制の充実」は、現状は前計画期間と同じような状況が続いていること、市内小中学校においてスクールソーシャルワーカーが前計画より配置人数が増えた旨を記載しています。

続いて、『基本目標2「安心して子どもを産み育てる」まちづくり【子育て家庭への支援】』の「基本施策2-1 子育て支援の充実」「(1) 子育て支援サービスの充実」です。子育てひろば「ぽこあぽこ」が、天候を気にせず遊べる子育て支援施設として多くの親子に利用されていること、平成29年度からはスマートフォンを利用している子育て中の保護者に向けて情報提供を行う「えべつ子育てアプリ」を開始していることから、それらをメインの内容として追加しています。

「基本施策2-2 親子の健康の確保」「(1) 健診などの充実」です。江別市では、妊娠から出産・育児までを親子ともに健やかに過ごせるよう、妊娠届時に専門職による面談を実施しており、きめ細やかな相談と支援プランの作成を行っています。また、産後の疲れや不安を抱える方への支援として、産婦健診および産後ケア事業を実施している旨を追加しました。

「(2) 食育の推進」は、前計画と同じ内容を記載しています。

「(3) 小児医療の充実」は、ニーズ調査で「子育てで気になること」として「子どもの医療や福祉のこと」が約3割、子育てしやすいまちになるために必要なこととして「小児救急医療体制の充実」が3割から4割となったことを追加し、前計画と同様に小児医療体制の充実が不可欠であることを記載しています。

「基本施策2-3 育児ストレスの軽減」「(1) 相談体制の充実・確保」は、江別市では保健センターや家庭児童相談等における相談、令和元年8月には「子育て世代サポートえべつ」を開設し、産後ケアや育児相談、市内3か所で気軽に立ち寄れる親子健康相談を実施していること、相談対応件数も年々増加している旨を追加しています。

「(2) 親の休息の確保」は、江別市では預かり保育・一時預かり事業などの利用状況は増加傾向であり、幼児教育・保育の無償化に伴いさらなる増加が見込まれること、それらに対応できるように努める旨を追加しています。

「基本施策2-4 配慮が必要な家庭への支援」「(1) ひとり親家庭への支援」については、前計画と同じような内容を記載しています。

「(2) 障がいのある子どもへの施策の充実」では、江別市では発達支援が必要とされた子どもおよび障がいのある子どもは年々増加していることから、医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活を支援する旨を追加しています。

「(3) 児童虐待及びDV防止体制の充実」は、現在も江別市において児童虐待および虐待の発生防止の支援件数が減少しておらず、継続的な支援が必要な例が多くなっていることを追加しています。

「(4) 子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望」は、前計画と同じような内容を記載しています。

「基本施策2-5 子どもの貧困対策の推進」は、今計画から新たに追加した内容となります。内容は国の大綱を参考として記載しています。

「(1) 教育支援の充実」は、現代の貧困は、家庭の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるといわれていることから、貧困の連鎖を断ち切るために、平等に教育を受けられる環境を作る旨を記載するとともに、学校教育の充実が基本となることから、江別市で実施している小中学校への学習サポート教員の派遣等を記載して

います。

「(2) 生活支援の充実」は、国の大綱において子どもが社会的に孤立して必要な支援を受けられないと示されていることから、子どもが安心して教育を受けるためには、経済面だけではなく、社会的に孤立することなく、身体的・精神的にも安定した生活を送ることの重要性と切れ目ない支援を実施していく旨を記載しています。

「(3) 経済的支援の充実」は、生活基盤を安定的に確保するには保護者の就労の安定が欠かせないことを記載したうえで、江別市では生活保護の支給、各種手当の支給、幼児教育・保育の無償化、医療費の助成、修学資金の貸与等を行い、生活の安定と子どもの健全育成を図っている旨を記載するとともに、ひとり親の就労支援として就労につながる技術や資格の取得を支援する旨を記載しています。

「(4) 関係機関との連携支援」は、経済的な面だけではなく、健康や教育等の複合的な課題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せずに地域で安心して暮らせるように、課題の早期発見に努め、必要な支援につなげていくことが重要であり、そのうえで江別市では、多様な関係機関、関係団体がネットワークを組むことで早期から切れ目のない支援に努めていく旨を記載しています。

続いて、『基本目標3「子育てを地域で応援する」まちづくり【子育て環境の充実】』の「基本施策3-1 子育て支援ネットワークづくり」「(1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発」と「(2) 子育てボランティアや団体の育成、支援」は、前回計画と同じ内容を記載しています。

「基本施策3-2 子育てしやすい環境の整備」「(1) 住環境の整備」は、江別市では入居者が安心して暮らせる市営住宅を供給し、子育て世帯向けの入居者募集や優遇措置を行っていること、また、住宅取得やリフォームを希望する子育て世帯に対する助成により、子育て世帯の定住を図っていることを追加しています。

「(2) 公共空間のバリアフリー化などの推進」は、引き続き重要課題となっていますので、前計画と同じ内容を記載しています。

「(3) 子どもの周囲の有害環境対策」は、近年スマートフォンやゲーム機等が普及していること、さらに学校教育においてインターネットの適切な利用の仕方に関する指導や規範意識の醸成を図ることが重要となることを記載しています。

「基本施策3-3 安全の確保」「(1) 交通安全の確保」は、子どもを交通事故から守るためには、引き続き交通ルールを守ることや交通安全教育を充実することが重要ですので、前計画と同様の内容を記載しています。

「(2) 犯罪被害の防止」については、江別市でも小中学生の補導数が増加している傾向が見られますので、今後子どもの安全確保を推進していくことを追加しています。

「(3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援」は、全国的に子どもが犯罪や虐待などに巻き込まれることが多くなっていること、未然に発見できるよう関係機関が連携・協力して、速やかに適切な保護と支援を図るよう記載しています。

「基本施策3-4 子どもを見守る仕組み」「(1) 子育てに関する知識と情報の共有」は、ニーズ調査から子育てに関する情報は保育所・幼稚園・学校や隣人・知人・友人から入手するとの回答が6割程度あり、子ども向けイベント情報などを望む声が多くみられたこと

から、子育て支援サイトや子育てアプリを活用し、タイムリーな情報発信を行っていくことを記載しています。

「(2) 地域の見守り活動の推進」は、前計画と同様の内容を記載しています。

「基本施策3-5 仕事と家庭生活を両立するための環境整備」「(1) 父親や事業主の意識改革と環境整備」は、働き方改革が進められていますが、依然として仕事中心の生活となっている男性が多い状況が見受けられます。一方で、女性の就業率は今後さらに増加していくことが予想されることを追加しています。

「(2) 働きたい女性への支援」については、出産後も就労を希望する女性が増えていることから、事業所内保育の推進支援、求職中の一時預かりや保育園等の利用をやすくするなど、安心して就労や求職活動ができる環境を整備していく必要があることを追加しています。

第3章と第4章の説明は以上です。

○藤野会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑を伺います。

○石塚委員

若干戻りますが、第2章の3計画策定に向けた課題の「課題6 配慮が必要な子どもや家庭への支援」と第4章の基本目標2の基本施策2-4「(2) 障がいのある子どもへの施策の充実」についてお伺いします。

江別市では、巡回相談の専門員がいて、学校等に行って子どもの観察と検査をして、その結果を学校と保護者に渡し、アセスメントを実施して早期支援を行う事業を専門の先生にご協力いただいていると聞きました。この課題6の解決に向けて効果的な実践であると思いますので、追記してはどうかと思いました。それに関係して、巡回相談を希望する方が多い中で、専門の先生方も忙しくて、それらの対応がなかなか進んでいかない状況があると聞いています。実際に進まない理由として、他市町村に比べて負担が大きいものになっていることが考えられます。例えば、他市町村のスクールカウンセラーの相談体制などを参考にさせていただいて、専門家の先生が相談を受けやすい体制を作っていたらと思います。

○四條子育て支援課長

巡回相談による早期支援の取り組みについて、課題6に事例の紹介として入れてみてはどうかというご意見をいただきました。実際に活動している内容などを確認し、作業を進めていきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

○藤野会長

後段のご意見については、要望ということによろしいですか。

○石塚委員

そういう話がありましたので、検討いただくものに含めていただければと思います。

○四條子育て支援課長

計画の中にどの様に含められるかという観点も含めて、検討したいと思っています。

○藤野会長

他にはいかがですか。

○寺田委員

第4章の基本目標2の基本施策2-3「(1)相談体制の充実・確保」について質問です。児童虐待に関わる相談を抱えている方がいた場合、なかなか打ち明けづらいのではないかと思います。それらの悩みをすくい上げるような取り組みは、江別市ではこれまでされているのですか。

○四條子育て支援課長

児童虐待に関しては、近年の傾向として警察と児童相談所の連携が明確になったことにより、発生件数として多くなっているのは「夫婦間暴力の目撃による心理的虐待」です。警察に110番通報があり、夫婦喧嘩の現場に臨場した際に子どもがいる家庭であれば児童相談所に通告があり、また、市町村に情報提供され、そういった家庭への見守り体制の必要性等が検討されていくというシステムが、ここ近年大きく変わったところです。それに伴い、児童虐待として認定する件数も増加しています。ただ、これまでも児童虐待については、身体的虐待やネグレクトの疑いがあるようなケース等への対応として、江別市には「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。江別市では、市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校といった教育・保育機関のほか、民生委員等様々な方に参加いただき、虐待の兆候が見られるお子さんがいた場合には、子育て支援課の子ども家庭総合支援担当に連絡が入る体制になっています。これが児童虐待発見につながる大きなルートとなっています。園や学校で子どもに痣・傷が見られ、虐待が疑われるケースが発生した場合は通報となります。児童虐待防止法において、通報は国民の義務とされています。そのことを意識している方がどのくらいいるかは分かりませんが、関係機関は義務であることを承知しているので、関係機関から気になるお子さんがいた場合は通報が来ますし、近所の方等から気になる家庭に関して通報が入る場合もあります。ただ、報道等で大きく取り扱われるケースとして、周囲が気づかなかった等の事例が報道されています。他にできることがあったのではないかとというケースがあるわけですが、江別市としては先程も紹介した「子育て世代サポートえべつ」が昨年8月より始まり、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、その中で気になる家庭があれば、まずは保健センターの活動によりピックアップされていき、そういった情報を共有し、子ども家庭総合支援担当につなげ、家庭に対して必要な支援を行うことにより児童虐待を未然に防ぐ取り組みや、児童虐待が現に発生している通報があった場合には、現場に行き実際に案件の確認をします。必要があれば児童相談所との連携の中で子どもを一旦家庭から離して一時保護になることもあります。そういった対応はこれまでも取り組んでおり、今後も引き続き迅速な対応に努めていきたいと考えています。

○寺田委員

分かりました。ありがとうございます。

もう一つ伺いたいのですが、第4章の基本目標2の基本施策2-5「(3)経済的支援の充実」の修学資金の修は就職の「就」の間違いではないですか。

○四條子育て支援課長

貸付には学校に入る準備のための「就学支度資金」と授業料などを納めるための「修学

資金」というのがあり、ここでは後者の「修学資金」のみが記載されています。しかし、学校に入る時には「就」の字を使いますので、併記するよう検討したいと思います。

○藤野会長

私も先程の寺田委員の一つ目の質疑に関連して発言してよろしいですか。

第4章の基本目標2の基本施策2-3「(1)相談体制の充実・確保」や基本施策2-4「(3)児童虐待及びDV防止体制の充実」にも関連しますが、昨年8月から「子育て世代サポートえべつ」を開設されて、前々回の会議で説明があったとおり、ネウボラなどをイメージしながらの取り組みでとても先進的で良い取り組みだと思っているところです。そこで、この文書に入れることが適切かどうかは分かりませんが、こういう取り組みをすると同時に、虐待の発見よりも前段階の芽をどれだけリスクを下げられるかが大事だと思っていて、その前に全市民的な対応ももちろんですが、特定妊婦に対する細やかな妊娠時からの、場合によってはアウトリーチ的な対応を含めた支援が重大な児童虐待を予防するにはとても重要だと思っています。昨年、札幌市で当時2歳の女兒が死亡するという虐待事件があり詳しく報道されましたが、女兒の母親も特定妊婦だったわけです。妊娠から出産までは、それなりに対応が経済的な支援も含めてあったようですが、そこから特定妊婦だったことが情報として共有されず、支援としては切れていました。本人がセンターなどに来てくれなければ、支援メニューをいくら用意しても、それは効果を上げないわけです。特定妊婦として妊娠・出産するという、かなり多くの苦勞を背負って出産を迎え、子育てをしなければならぬという状況にいる母親に対して、大変親身にアウトリーチ的に支援をしていくということが、結果的に子どもの命を救うことになるのではないかと考えています。きっと江別市でもそのように対応をされていると思います。そのあたりをもし計画に書けるようなものがあれば、盛り込んでいただくと体制を後押しするようなものになるし、市民へのメッセージにもなるのではないかと思います、検討いただければと思います。

○四條子育て支援課長

会長が言われたように、特定妊婦への対応は「子育て世代サポートえべつ」の大きなテーマとされているところです。ここ1週間でも生後数か月のお子さんを9階から落とした事件が起きていて、これも一つは母親の精神的な不安が一因であろうかというものです。また、本日のニュースだと思いますが、1度も産婦人科を受診することなく子どもを産んだ夫婦が子どもを放置して死亡させたという事件も報道されていました。産婦人科を受診しない妊婦を見つけることは難しいと思いますが、産婦人科を受診し、妊娠届を出し、その時点で妊娠届の際には保健師や子育て支援コーディネーターが全数面談を実施し、お母さん方の不安などを聞き、出産後も産後の対応があり、その中でやはり妊娠届の段階から色んなリスクを孕んだ妊婦さんがいるのは事実だと思います。その際にご本人が支援を求めてこない場合でも、この「子育て世代サポートえべつ」というのはアウトリーチでそういった方に支援を届けていくということを目的としており、まさしく会長が言われたことは取り組みの基本として含まれているものです。したがって、それら表現について追記を検討したいと思います。

○藤野会長

よろしく申し上げます。

兵庫県の明石市で最近新しい取り組みとして、すべてのご家庭で希望すればですが、0歳から1歳か1歳半までの間だったと思いますが、1か月に1回紙オムツを無料で宅配するという事業が始まったそうです。その宅配を行うドライバーさんは子育て経験のある女性で、女性の就業促進にもつながっているようです。紙オムツを届けて、欲しい家庭はもらい、必要ない家庭はいらないと断る。その中で特に専門家に聞かれることはない「どう、元気にしている」というような何気ない声掛けを共に行う。その際にドライバーさんは専門家ではないので、事細かに聞き取っていくことはしませんが、お母さんの顔色や子どもの泣き声や玄関先に伺った時の家の様子等を見て「あれ、ちょっと大丈夫かな」と感じた時には市の担当に連絡をする。そうすると、専門の保健師さんが出向いていくという取り組みが始まったようです。この取り組みを行うためには、市民の理解や予算的なものなど様々な過程を踏んでいかなければ成しえないと思いますが、ハイリスク家庭の保護者は過去の生育歴から行政等は上の立場で上から何かを言われるのではないかと思っている方が多いので、極力そう思わせないような形での支援の取り組みでとても面白いなと思いました。計画の内容とは関係ないかもしれませんがご紹介させていただきました。ありがとうございます。

他に質疑ございますか。

○村上委員

質問といたしますか、知っていただきたい点があります。

もちろん児童虐待は防ぐべきことですが、最近幼稚園のお母さんからお話を聞いたのが「子どもからの暴力」についてでした。まさかと思う話でしたが、幼稚園児の息子さんが母親に暴力を振るう、ただし、父親が自宅にいる時には暴力行為はしないそうです。そのため、母親が父親に息子から暴力を受けていることを話しても信じてもらえないそうです。他のお母さん方や幼稚園にも相談を試みたが、幼稚園でもそのような様子は息子さんには見られないそうです。そのお母さんは泣く泣く専門の先生のところへ相談に行き、話を聞いてもらったそうですが、子どもからの暴力に悩む保護者は、意外と稀ではないそうです。当事者でなければ分からないケースですし、幼稚園児の頃ならまだ力も弱いですが、小学校、中学校と子どもの年齢が上がって行って、暴力行為があると母親としては「子どもから暴力を受けている」なんて言えないですね。そういった事例もあるということを知っていただきたくこの場で話しました。

○藤野会長

それは、そういったケースに遭われている保護者さんが安心して相談に行けるような場が今のところあまりないのではないかとということですか。

○村上委員

そうですね。

○四條子育て支援課長

子育てには様々な悩みが付いてまわると思います。それを一人で抱え込むのではなく、様々な相談に対するチャンネルが用意されていること、今の話のお母さんにしても、その存在を周知して知っていただくこと、例えば、保健センターでは子どもの健診や健康の相談ができたり、子ども育成課にコーディネーターがいてそこで話ができたりすることなど

です。お子さんの年齢にもよりますが、小さいお子さんであればそういったところが窓口となり、お子さんの様々な特性や個性の中でアドバイスを受けて、ご家庭で対応できるものはやっていくという体制が作れると思います。通園先の先生や小学校の先生もその相談先として考えていいと思います。子育てに関する悩みは抱え込むことなく、相談できる環境、体制が重要と考えています。よって、この計画にもある相談体制の充実が求められていると考えているので、ただいまのご意見については、「幼児期の子が母親のみに暴力を振るう」という今まであまりイメージをしていなかったもので、こういう事例もあることを把握させていただいて相談体制の充実と周知に努めてまいりたいと思います。

○藤野会長

ありがとうございます。

そのお母さんにとってはママ友に言えたということは、とても救いになったのではないですか。

○村上委員

そう思います。

○藤野会長

他に質疑ございますか。よろしいですか。

では、次の説明をお願いします。

○四條子育て支援課長

続きまして「第5章量の見込みと提供体制」です。

前回、昨年11月の子ども・子育て会議において、取り組むべき事業毎の量の見込みについて説明しました。同時にその際に、11月が翌年4月からの保育園の入園申請の受付期間で、また、10月から幼児教育・保育の無償化が始まったということがあり、過去のデータやニーズ調査の結果によって導き出した量の見込みは、環境の変化により必要に応じて見直す可能性がある旨説明しました。この間、11月の保育の申込などの結果を受けて量の見込みをどうすべきかを検討し、一部の量の見込みについて変更を行ったので、説明したいと思います。

では、第5章「3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制」です。

前回、量の見込みを示したところですが、大きく変更しました。その理由は、例えば令和2年度でみると、令和2年度の2号認定の保育認定について、11月の段階で示した量の見込みは830人と見込んでいましたが、11月に受付を行った令和2年4月からの保育の入園申請件数は900人を越える結果となりました。その要因は様々あると考えられますが、やはり幼児教育・保育の無償化の影響は大きいと考えています。そうした中、第2章の3計画策定に向けた課題の「課題4ワーク・ライフ・バランス実現のための支援」に戻りますが、ニーズ調査から就学前児童の母親は約6割が就労していると記載、つまり6割程度は保育のニーズがあるということとも捉えています。保育のニーズが0歳から2歳の3号認定のお子さんにはすべて当てはまるとは考えていませんが、2号認定においては教育希望と保育認定を合わせた中で、保育認定が増加したものとみて2号認定の教育希望を減少するという対応をしました。結果として、2号認定の保育認定の数が830人だったものを913人に引き上げ、教育希望の数を677人であったものを594人に引き下

げ、合計は変わらない計算にしています。3歳から5歳の対象年齢人口推計に対する2号認定合計の割合は、計画期間の令和2年度から令和6年度までで58%から59%という水準は変えていません。2号認定教育希望が若干減ったので、1号認定と2号認定教育希望の合計は若干減少し、3歳から5歳の対象年齢人口推計のうちの61%から62%のお子さんが教育認定ということになります。

3号認定については、11月に示した量の見込みで1・2歳の732人という数字はそのままになっています。これは、11月に受け付けた保育園の申請数が729人となり、ほぼ見込みどおりの申請数であったことから、こちらの数字は見直しを行っていません。0歳児も同様に量の見込み182人に対して、11月時点で受け付けた申請数は140人となり、0歳児は年度途中でニーズが大きく増加していく年齢ですので、年度の最後には182人でそのまま見込んでいます。

令和元年の10月から12月、3か月分の幼児保育・教育の無償化の影響を計った点もあり、その中では令和元年の10月から12月実績では1号認定が1,094人でした。同時期の2号認定教育希望が600人でした。令和2年度の見込みは、1号認定1,016人、2号認定教育希望594人です。これらの合計の幼稚園もしくは認定こども園で1号認定を受けているお子さんと2号認定教育希望の比率は、現行の割合をそのまま参考として用いています。令和3年度以降も2号認定の中で保育認定を増やし、教育希望を減少させるという作業を行っています。その他の1号認定や3号認定については数字を変えていません。

幼児期の教育・保育の提供体制ですが、提供体制の中では確認を受けた特定保育・教育施設の数により令和2年度の見込量はすでに出ているので、令和2年度の実数を②の確保の内容に入れ、その②と①の差が各下段の「②－①」の欄に表記されています。結果、令和2年度は3号認定の1・2歳において待機児童が発生する見込みとなっています。

2号認定の保育認定も待機児童が発生する可能性があります。これらを計画期間中の5年間の中で解消していく必要がありますので、各年度の計画において施設の整備計画を含めて令和2年度から令和6年度までの数字を出しています。その中で、令和3年度は2号認定の保育認定と3号認定1・2歳において、やはりニーズ量よりも提供体制が下回る模様ですが、令和4年度には2号認定の保育認定は解消し、3号認定1・2歳で若干の提供体制の不足が続き、令和5年度にはそれらも解消する見込みの計画となっています。

しかしながら、こちらの内容については、幼児教育・保育の無償化が始まりまだ4ヶ月目に入った所で、その影響がどのように推移していくか変化が見込まれる時期ですので、特に令和5年度・令和6年度については、令和4年度の間見直しにおいて、また改めてそれらの影響を計って必要であれば見直しを行うことを考えています。

「提供体制確保の考え方」ですが、記載のとおりとなり、1号認定と2号認定の教育希望に関しては数として概ね充足する見込みにありますが、2号認定の保育認定と3号認定に関しては、特に増加傾向にある3号認定0歳から2歳のニーズに対応するために、事業者の能力を活用した施設整備や既存の施設の保育園枠の拡大などが必要になり、また、認定こども園の定員枠の見直しや認定こども園への移行奨励推進、既存施設の活用なども必要なニーズ量に対応できる提供体制をとるよう努めていく必要があります。

「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」です。

その中でも、昨今（1）の放課後児童クラブの利用ニーズが高まっていますので、考え方を整理しました。放課後児童クラブは、江別市においては未就学の児童が増加、これは、15年ぶりに江別の人口が社会増となり、その人口増加を支えているのが子育て世帯の転入であることが分かっていますので、数年後のニーズが増加することを見据えて量の見込みを出しています。量の見込みの数字については見直しを行っていませんが、「確保方策の考え方」を示しました。まず、前提として放課後児童クラブの利用状況としては、登録児童が毎日利用しているわけではありません。クラブによって利用状況は若干異なりますが、1日当たりの利用率は、およそ登録児童数の7割から8割となっています。小学生になると放課後に習い事などお子さんの活動の場が広がっていきましますし、保護者に就労がない日はクラブを利用しないということもありますので、これらも兼ね合いながらニーズは推移していきます。そのため、量の見込みとしては令和2年度で1,025人ですが、このうち定員は8割の提供体制を確保すべき体制と考えます。令和2年度は若干8割を下回りますが、令和3年度以降は量の見込みの8割を確保すべき提供体制として見込んでいます。提供体制の確保については、教育委員会とも連携しながら学校施設等の利活用を考えていて、さらに待機児童が見込まれる小学校区に新たな放課後児童クラブを整備する場合には、施設整備補助金制度も活用して小学校毎のニーズに応えられるような整備をしていきたいと考えています。

「(2) 利用者支援事業」についてですが、こちらは子育て支援室窓口およびぽこあぽこに配置している子育て支援コーディネーターの数です。量の見込みも確保策も現在の体制で問題ないと考えていますので、引き続き同数の3としております。

「(3) 地域子育て支援拠点事業」ですが、こちらは市内の子育て支援センターの数です。平成31年度時点で8箇所あり、現在増える予定はありませんので、確保方策と提供体制についても同数としています。

「(4) 預かり保育・一時預かり事業」ですが、先程幼児教育・保育の量の見込みを増やしました。預かり保育については幼児教育・保育の量の見込みと連動していますので、量の見込みが前回の数字と変わっています。また、もう一つの要因として10月から12月の間、無償化が始まった以降の預かり保育がもっと増えると見込んで作っていましたが、各園の実績を確認したところ、こちらの想定よりは若干少なかったことがあり、若干の下方修正を行っています。令和2年度であれば113,800人でしたが、101,400人に下方修正となりました。しかしながら、無償化前に比べると量は増加しているので、今後、幼児教育・保育の無償化の利用が定着してきた時にどのような変化が起こるのかは、注意深く見守っていかなければいけないと考え、来年度のイメージとしては1人当たり月に12日預かり保育を利用すると考えていますが、その後は12.5日または13日という数字で算定を行っています。一時預かりについては前回会議と同じで示しています。

「(5) 延長保育事業」です。これも幼児教育・保育の量の見込みによって左右され、2号認定の保育認定の量の見込みを増やしましたので、それと比例して延長保育の量の見込みも引き上げました。例えば、令和2年度は前回会議では970人としていましたが、1,020人に引き上げました。その結果、令和2年度から令和6年度の量の見込みと提供体

制を見直しました。

「(6) 病児・病後児保育事業」「(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)」「(8) ファミリー・サポート・センター事業」については、前回会議と変わりありません。

「(9) 妊婦健康診査」です。こちらは、妊婦健診の数を量の見込みと確保方策として載せています。妊婦の数は子どもの出生数と合わせていますが、健診回数は最大14回で14枚の受診券が交付されます。実際にはすべての妊婦さんが受診券14回分を利用していませんが、14回全部を利用することを前提として健診回数は妊婦の数×14で算出しています。

「(10) 乳児全戸家庭訪問事業」「(11) 養育支援訪問事業」「(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、前回資料と同様です。

追加した箇所は、「(13) 副食費に係る補足給付を行う事業」で、これは幼児教育・保育の無償化が始まったことに伴うものです。

「第6章計画の推進体制」に進みます。

計画の推進体制自体は、前計画と大きく変わりません。いわゆる「PDCAサイクル」に基づき、事務事業評価や数値目標が設定されている事業の結果を活用しながら、計画の点検などを行っていきます。毎年、子ども・子育て会議で報告している内容と同様のことを続けていきますが、新たに設定したところがあり、数値目標を設けました。その数値目標の根拠となるのは、ニーズ調査の中の問「地域における子育ての環境や支援についての満足度」に5段階評価で「4」と「5」に評価をした方の割合を載せました。第1期計画を策定する際にも調査していましたが、今回、平成30年度に調査を行ったところ、前回は25%から26%であったと記憶していますが、今回は32.6%となりました。これまでの期間中、江別市が取り組みを行ってきた子ども・子育て支援事業が一定の評価をいただいたと思いますが、次回のニーズ調査は、令和6年度に計画の策定を行うことから、おそらく令和5年度にニーズ調査を行うので、その時に40%を目指す数値目標を設けました。

「2 関係機関との連携の強化」「3 計画に基づく措置の実施状況の公表」については記載のとおりです。

説明は以上です。

○藤野会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質問をお願いします。

○松本委員

第5章の3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の「教育・保育の利用の認定」の表の2号認定教育希望の利用対象施設・事業は幼稚園のみが書かれていますが、認定子ども園も入るのではないですか。

○四條子育て支援課長

失礼しました。修正します。

○藤野会長

他に質問いかがですか。

○寺田委員

非常に細かいですが、4の(1)の「確保方策の考え方」の最後の句読点が抜けていると思います。

○四條子育て支援課長

失礼しました。記載します。

○藤野会長

ありがとうございました。

私が説明を聞き逃したのかもしれませんが、質問よろしいですか。

第5章の3の「提供体制確保の考え方」に「2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを1号認定の確保方策として考えます。」とありますが、これは具体的にはどういうことを考えているのですか。

○中村子ども育成課長

2号認定の教育希望は、保育の必要性の2号認定を受けていますが、教育を希望されている方になります。保育を希望される方は2号認定の保育になります。教育を希望される場合は1号認定のお子さんも通う認定こども園ですとか、幼稚園を希望されて、例えばその後預かり保育を利用される方もいますので、そういう方を2号認定の教育希望と呼んでいます。教育保育の区分としては1号の教育区分での認定となるので、「1号認定の確保方策」となります。

○四條子育て支援課長

補足します。前回11月の子ども・子育て会議では、言葉が認識の混乱を招く状態がありました。「新2号」等色々な表現の言葉が飛び交っており、教育希望の3歳から5歳のお子さんは1号認定でこれは従来からある考え方です。2号認定は保育の必要があり保育の認定を受けている3歳から5歳のお子さんで、3号認定も保育認定を受ける0歳から2歳のお子さんです。2号認定の中で表の書き方と文章との整合性によって出てくる分かりづらさがあると思いました。表でいうと「2号教育希望」と表現していますが、文章の中では「1号認定の確保方策」と表現し、この整合性が上手く取れていないので、誤解を与えている状態になっていると思います。どちらかを工夫しなければならないと思います。2号認定という表現を教育と保育に跨らせているので、ここを修正するか、提供体制確保の文章の中で、それが分かるように表現を修正する、注釈を入れる等、読む方にとって分かりやすいものに検討していきたいと考えています。

○藤野会長

わかりました。ちなみにその下の「・1号認定と2号認定教育ニーズを合わせて～」という文章は簡潔で理解しやすいです。また、「○2号認定保育ニーズ及び3号認定」以降の文章も表と合わせてみると理解できました。その分先程質問した文章が浮いているような感じがしましたので、ご検討よろしくお願ひします。

他に質問のある方いますか。よろしいですか。概ね質問も出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。

では、次第2議事の協議事項②『子ども・子育て支援事業計画(案)に対する意見募集

(パブリックコメント)について』事務局から説明をお願いします。

#### ○四條子育て支援課長

ただいま、協議事項①で「第2期子ども・子育て支援事業計画」の素案についていくつかのご意見をいただきました。修正事項も含まれていますので、それらについて対応し、その後手続きとしてこの計画については、市民参加条例に基づいてパブリックコメントに供したいと考えています。パブリックコメントの実施期間は30日以上とされていますので、令和2年1月31日から令和2年3月2日までを予定しています。パブリックコメントのご意見の提出方法は通常の形式で、持参、郵送、ファクスおよび電子メールとなっていて、匿名や電話での受け付けはしないとしています。配布場所は、市役所、情報図書館や市民会館、地区センターなどで閲覧に供し、パブリックコメントを受け付けたいと考えています。これに関して委員の皆様にお願ひがあります。1月31日に最終的な案として、パブリックコメントを出したいと思ひますが、今日お越しになっていない委員さんには本日の会議資料を送付し、ご意見等いただきたいと考えています。本日ご参加いただいている委員の皆様もお気づきの点がありましたら、ご連絡をいただければ幸いです。また、来週の金曜日からパブリックコメント実施予定となりますので、ご意見やお気づきの点等は、来週の火曜日くらいまでにいただけましたら修正作業も間に合わせることもできるかと思ひますのでよろしくお願ひします。

#### ○藤野委員

ありがとうございました。

それではただいまの説明について、質疑がありましたら委員の方よりお伺いしたいと思ひます。

よろしいですか、それでは次第2議事の協議事項③『教育・保育に係る利用定員の設定および確認について』事務局から説明をお願いします。

#### ○野本子ども育成課主査

それでは、資料3『教育・保育施設に係る利用定員の設定及び確認について』を説明します。

「子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員」についてはこれまでの会議でも説明をしていますが、確認を含め簡単に概要を説明します。

「1概要」です。子ども・子育て支援新制度では、北海道や江別市の認可を受けた事業者からの申請に基づき、江別市の事業計画に照らし、保育を必要としない満3歳以上の幼児が受ける1号認定、保育を必要とする満3歳以上の幼児が受ける2号認定、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児が受ける3号認定という認定区分毎の利用定員を定め、給付の対象施設となることを江別市が確認し、給付費を支払うこととなっており、子ども・子育て支援法において、教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員を設定する際には子ども・子育て会議において意見を聴取する必要があると規定されています。認可制度と確認制度の関係については資料にある図をご参照ください。

「2旧制度からの主な移行パターン」です。こちらは各種施設が子ども・子育て支援新制度に移行する場合の主な移行パターンを示したものです。参考までにご覧ください。

「3利用定員の設定予定等」です。令和2年度施設型給付の対象施設として新規に利用

定員を設定し確認を行う予定の施設は、(1)の表の上段にある「大麻藤認定こども園」と「上江別幼稚園」です。また、すでに設定した利用定員の変更を行う施設が、「ゆめのみ保育園」と「認定こども園あけぼの」の2施設です。

1の「大麻藤認定こども園」については、現在の幼稚園から幼保連携型認定こども園へ施設類型も変更するもので、幼保連携型認定こども園になった場合の定員については、1号認定を71名、2号認定を18名、3号認定を14名の計103名の利用定員を設けるものです。なお、類型変更前の利用定員と比較すると、1号認定は4名の減員、2号認定は18名の増員、3号認定は14名の増員、全体では28名の増員となるものです。

「上江別幼稚園」については、私学助成の幼稚園が子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象施設に移行するものであり、移行に伴って1号認定240名の利用定員を設けるものです。

「ゆめのみ保育園」については、平成31年に新たに開設した保育所ですが、開設当初より定員については運営の状況や市の待機児童の状況を勘案しながら、今後段階的に拡大する予定としており、2号認定5名、3号認定5名、計10名の増員をするものです。

「認定こども園あけぼの」については、大麻栄町にある幼保連携型認定こども園であります。保育の需要が高まっていること等から、3号認定2歳児を6名増員し、1号認定を6名減員するものです。なお、今回の変更により2歳児の定員が18名となることから、次年度以降2号認定の3歳児、4歳児、5歳児の定員についても、現在の10名から18名となるよう、順次拡大する予定です。

また、「大麻藤認定こども園」につきましては、新たに北海道からの認可を受ける必要がありますが、令和元年11月21日付で事業者より北海道へ認可申請を行っており、2月下旬に認可を受ける予定で事務手続きを進めています。

この結果、令和2年度における利用定員の見込みは参考の表のとおり、すでに確認を受け定員変更のない幼稚園・認定こども園・保育園18施設、地域型保育施設10施設、確認を受けない私学助成の幼稚園2施設、企業主導型保育施設4施設、今回新規に確認または定員変更予定施設4施設の合計38施設において、1号認定1,717名、2号認定895名、3号認定のうち、0歳児187名、1・2歳児620名となります。第2期江別市子ども・子育て支援事業計画（素案）と比較すると、4ページ参考の「令和2年度利用定員の見込②」と4ページ下段の「第2期江別市子ども・子育て支援事業計画（素案）との比較」の中の「計画上の提供体制④」については同数としています。ただし、量の見込みと比較すると2号認定と3号認定の1・2歳児において提供体制の不足が見込まれるため、提供体制の拡大について検討を進めたいと考えています。

以上が資料3の説明となります。

#### ○木村副会長

先程の議論の中でも、2号認定の表現について話題になりましたが、今の説明にも関連して私学助成の園と施設型給付の園があり、預かり保育も無償となるお子さんを新2号と呼んでいましたが、その申請が当園では70件ほどありました。この資料3では在園児の定員を現すものですので、預かりの定員については載せないものであると思いますが、実際の預かり利用数をお話しすると、2学期は1日あたり約50名程度でしたが、3学期に

なると急に60名を超える人数の預かり利用があり、その状態が現在も続いています。今後も預かりの無償化申請および利用が増えていった場合、すべての申請された方が高い頻度で預かりを利用されると、現場はそれらのすべてを受け入れられる状態にはなかなかありません。無償化は10月から始まっていますが、他の園では急に利用希望が増え全部を受け入れることが難しいので、条件を設けたようです。それによって、利用人数を一定数に抑えるという方法を取った話を聞きました。この新2号の人数定員を園毎に決めることが可能なものなのですか。今、ご説明いただいたのは在園する児童の利用定員の設定についてですが、今後預かり保育を無償化とする児童の認定数も定員を設ける必要性が出てくるのではないですか。その場合には、園の規模や運営状況によって、定員数の設け方を公的に決めていただくことがあれば保護者にも説明しやすいので助かると思いますが、いかがですか。

○中村子ども育成課長

確かに2号認定という定員はありますが、預かり保育の無償化における定員設定はありませんので、利用の希望がある場合には可能な限り受け入れていただきたいと思います。しかし、実際には人員の配置等もありますので、受け入れられない状況にある場合は、各園の事情に合わせて利用数を抑えることがいけないとは、市としても言えない仕組みではあります。利用者が増えても、市としては全部受け入れていただきたいという考えもあり、今検討している提供体制の拡大に伴う保育士人材の確保も重要な課題となってきましたので、人材確保が預かり保育受け入れに関わっているのであれば、市としても保育士確保策の中でご相談をお受けしながら、預かり保育を利用される方は受け入れていただける体制を作っていただきたいと考えています。

○木村副会長

保育園に入れなかったので、幼稚園に入って預かり保育も利用して、保護者の就労を維持している家庭もあります。そういうお子さんも全部受け入れてあげられるような体制を作るための支援をお願いしたいです。

○中村子ども育成課長

ご相談させていただきながら検討したいと思います。保育の申請をされて保育園に入れなくて、幼稚園や認定こども園に入って1号認定を受けているという方もいると思いますが、なかなか現状としては、保護者さんの保育のニーズと保育園、幼稚園や認定こども園の区別、捉え方のずれが懸念されているところもありますので、事業者にも、保護者の方にも施設の違いを丁寧に説明しながら、結果として各家庭のニーズに合わせて安心して就労し、預かりなども利用できるような形を作っていきたいと考えています。

○木村副会長

分かりました。

○藤野会長

他に質疑いかがですか。では、概ね質問も出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。

次に次第3『その他』について事務局から何かありますか。

○四條子育て支援課長

次回の会議の日程についてですが、先程ご説明したとおり、まず素案について、1月31日から3月2日までの期間でパブリックコメントを実施します。パブリックコメントでお寄せいただいた意見を踏まえた結果、最終的な計画案を協議していただく場になるので、3月の中旬頃に開催させていただく予定です。その際には、近くなりましたら、委員の皆様のご都合を伺いながら日程を調整させていただきたいと考えています。

以上です。

○藤野会長

それでは、今回予定している議事についてはすべて終了しました。今後もよろしく願います。以上で令和元年度第3回江別市子ども・子育て会議を終了します。